

京 都 大 学 身 体 障 害 学 生 相 談 室 要 項 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学<u>身体障害学生相談室</u>要項</p>	<p>京都大学<u>障害学生支援室</u>要項</p>
<p>第1 京都大学に<u>身体障害学生相談室</u>（以下「<u>相談室</u>」という。）を置く。</p>	<p>第1 京都大学に<u>障害学生支援室</u>（以下「<u>支援室</u>」という。）を置く。</p>
<p>第2 <u>相談室</u>は、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>身体障害学生</u>の修学及び進路上の相談に応じ、助言し、及び指導すること。</p> <p>(2) <u>身体障害学生</u>の特別指導計画を策定すること。</p> <p>(3) <u>身体障害学生</u>の教育補助機器を管理し、及び利用に供すること。</p> <p>(4) <u>身体障害学生</u>の教育方法及び教育補助機器の改善等<u>身体障害学生</u>の受入れに伴う諸問題について調査研究し、報告又は提言を行うこと。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2 <u>支援室</u>は、<u>障害のある学生</u>（以下「<u>障害学生</u>」という。）が学修及び研究を行う上で必要な支援を行うとともに、部局と連携し、本学における<u>障害学生</u>の支援の充実を図ることを目的とする。</p> <p>(業務)</p> <p>第3 <u>支援室</u>は、次の各号に掲げる業務を行う。</p>
<p>(1) <u>身体障害学生</u>の修学及び進路上の相談に基づく<u>支援</u>の実施に関すること。</p> <p>(2) <u>障害学生</u>の教育補助機器の管理及び利用に関すること。</p> <p>(3) <u>障害学生</u>の教育方法及び施設・設備の改善等の提言に関すること。</p> <p>(4) その他<u>障害学生</u>の支援に関し必要なこと。</p>	<p>(室長)</p> <p>第4 <u>支援室</u>に室長を置く。</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>4 室長は、<u>支援室</u>の業務を掌理する。</p> <p>(職員)</p>
<p>第3 <u>相談室</u>に室長を置く。</p> <p>2 室長は、京都大学の専任の教授をもつて充てる。</p> <p>3 室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>4 室長は、<u>相談室</u>の業務を掌理する。</p>	<p>第5 <u>支援室</u>に、必要に応じて、カウンセラーその他の職員を置く。</p> <p>(管理運営委員会)</p>
<p>第4 <u>相談室</u>に、必要に応じて、カウンセラーその他の職員を置く。</p> <p>第5 <u>相談室</u>の管理運営に関する事項を審議するため、<u>相談室</u>に管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>第6 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p>	<p>第6 <u>支援室</u>の管理運営に関する事項を審議するため、<u>支援室</u>に管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>第7</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p>
<p>(1) 室長</p> <p>(2) 研究科、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部の教授又は准教授 各1名</p> <p>(3) その他総長が必要と認める教授又は准教授 若干名</p> <p>2 前項第2号及び第3号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>第7</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第 7 委員会に委員長を置き、室長をもつて充てる。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が前項の職務を代行する。</p> <p>第 8 委員は、別に室長の委嘱を受けて<u>相談室</u>の業務を執行する。</p> <p>第 9 第 5 から第 8 までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p>第 10 この要項に定めるもののほか、<u>相談室</u>の組織及び運営に関し必要な事項は、室長が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この要項は、昭和 5 5 年 1 0 月 1 日から実施する。 2 身体障害者問題委員会要項（昭和 4 9 年 1 0 月 2 2 日総長裁定）は、廃止する。 3 この要項実施後最初に委嘱される第 6 第 1 項第 2 号及び第 3 号の委員の任期は、第 6 第 3 項の規定にかかわらず、委嘱の際総長が指名する者については、昭和 5 6 年 3 月 3 1 日までとし、その他の者については、昭和 5 7 年 3 月 3 1 日までとする。 4 <u>相談室</u>の庶務は、当分の間、<u>教育推進部教務企画課</u>において処理する。</p>	<p>第 8 2 3 } (同 左)</p> <p>第 9 委員は、別に室長の委嘱を受けて<u>支援室</u>の業務を執行する。</p> <p>第 10 第 6 から第 9 までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。 (雑則)</p> <p>第 11 この要項に定めるもののほか、<u>支援室</u>の組織及び運営に関し必要な事項は、室長が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 2 3 } (同 左)</p> <p>4 <u>支援室</u>の庶務は、当分の間、<u>学務部教務企画課</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要項は、平成 2 3 年 4 月 1 日から実施する。</p>